平成３０年度
核燃料サイクルに関する研修事業に係る
一般競争入札説明書

入　札　説　明　書

入　札　心　得

入　札　書　様　式

委　任　状　様　式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕　様　書

入　札　適　合　条　件

契　約　書　（　案　）

平成３０年５月

原子力規制委員会
原子力安全人材育成センター

入 札 説 明 書

原子力規制委員会
原子力安全人材育成センター規制研修課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成３０年５月２４日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

⑴ 件名

平成３０年度 核燃料サイクルに関する研修事業

⑵ 契約期間

契約締結日から平成３１年３月２５日まで

⑶ 納入場所

仕様書による。

⑷ 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵ 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶ 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

⑷ 平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

⑸ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

⑹ 入札説明会に参加した者であること。

３．入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センターの交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力安全人材育成センターにおいて審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

４．入札説明会の日時及び場所

平成３０年６月１日（金）　１６時００分～

原子力規制委員会 原子力規制庁 六本木ファーストビル１３階入札会議室

※１　参加人数は、原則１社１名とする。

※２　本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※３　本案件は、入札説明会への参加を必須とする。

５．適合証明書の受領期限及び提出場所

平成３０年６月１５日（金）１２時００分

原子力規制委員会 原子力安全人材育成センター 規制研修課

（六本木ファーストビル２０階）

６．入札及び開札の日時及び場所

平成３０年６月２５日（月）１４時００分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル１３階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

７．競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

８．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

９．落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金　　全額免除

12. 契約書作成の要否　　要

13. 契約条項　　契約書（案）による。

14. 支払の条件　　契約書（案）による。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　原田　義久
〒106-8450　東京都港区六本木一丁目９番９号

17. その他
(1)　競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
(2)　本件に関する照会先
質問は、電話、FAX 又はメール（keiko_maehara@nsr.go.jp）にて受け付ける。
担当：原子力規制委員会 原子力安全人材育成センター 規制研修課
前原　慶子
電話：０３―６２７７―６９２４
FAX ：０３―６２７７―７１９４

（別　紙）

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

１．趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式２による

委任状を持参しなければならない。

８．代理人の制限

（１）入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（２）入札者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号、以下「予決令」という。）第７１条第１項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

９．条件付の入札

予決令第７２条第１項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札
② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③ 委任状を持参しない代理人による入札
④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
⑤ 金額を訂正した入札
⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦ 明らかに連合によると認められる入札
⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わ

せて行うことができる。

（２）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（４）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

（１）工事その他の請負契約（予定価格が１千万円を超えるものに限る。）について予決令第８５条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

①工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

②前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が１０分の６を予定価格に乗じて得た額

（２）調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

（３）低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

（３）前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（別 記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（様式１）

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名　　印

（復）代理人役職・氏名　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名　：平成３０年度 核燃料サイクルに関する研修事業

２　入札金額　：金額　　円也

３　契約条件　：契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

４　誓約事項　：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

（様式２－①）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　　在　　地
（委任者）商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名　　印

代 理 人 所 在 地
（受任者）所 属（役 職 名）
代 理 人 氏 名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　平成３０年度 核燃料サイクルに関する研修事業の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

（様式２－②）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

代 理 人 所 在 地
（委任者）商 号 又 は 名 称
所 属（役 職 名）
代 理 人 氏 名　　印

復代理人所在地
（受任者）所 属（役 職 名）
復 代 理 人 氏 名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）
平成３０年度核燃料サイクルに関する研修事業の入札に関する一切の件

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

平成３０年度
核燃料サイクルに関する研修事業

仕様書

平成３０年５月

原子力規制委員会
原子力安全人材育成センター

１．　契約件名

平成３０年度 核燃料サイクルに関する研修事業

２．　目的及び概要

平成３０年度の核燃料サイクルに関する研修事業の一環として、核燃料サイクル施設の研修に使用する研修教材を整備する。また、核燃料サイクル施設の一部の研修について講義の実施等を行う。研修教材の整備では、目次案及び研修教材を作成する。

３．　実施項目

本業務では、サイクル施設の研修教材の中で、「核燃料サイクル施設の火災防護」に関するものと「使用済燃料再処理施設」（以下、本書で「再処理施設」と言う。）に関するものを整備する（4 章、(1)～(4)を参照。）。指定する核燃料サイクル施設の研修について、発注者が提供する研修教材を用いた講義の実施、理解度テスト案の作成及び研修教材の反映点のまとめを行う。（4 章、(5)を参照。）

４．　実施内容

上記「３．実施項目」の詳細仕様は、以下のとおり。

(1)　作成する研修教材の範囲

本業務では、「核燃料サイクル施設の火災防護」に関する研修教材と「再処理施設」に関する研修教材を日本語で作成する。ここで、「核燃料サイクル施設の火災防護」における核燃料サイクル施設とは、ウラン濃縮施設、ウラン燃料加工施設、MOX 燃料加工施設、再処理施設を含む。

なお、研修教材はパワーポイントのスライドとし、各スライドにおける論点はパワーポイントのノートに記載するものとする。

(2)　研修教材の技術レベル

「核燃料サイクル施設の火災防護」に関する研修教材は、米国 NRC が核燃料サイクル施設に対する検査官向けに公開している教材“F206S:Fire Protection for Fuel Cycle Facilities Directed Self-Study Course”を調査し、その内容と同等程度の力量を付与することを目指したものとする。ただし、我が国と米国との状況の相違等を考慮し、必要な項目は適宜追加するものとする。研修教材を使用して行う研修期間については、上述の米国 NRC の研修教材を参考に適切な研修期間を想定する。

「再処理施設」の研修教材は、米国 NRC には無いため、国内の再処理施設について検査官を対象とした研修内容等を検討し、目次案を作成する。その内容は核燃料取扱主任者受験に必要な同等程度の力量を付与することを目指したものとする。

(3)　研修教材目次の設定

前項で示した２つの研修教材について、米国 NRC の関連する研修教材を調査し、我が国のサイクル施設と米国のサイクル施設の相違等を考慮した上で、また、国内の再処理施設について検査官を対象とした研修内容等を検討した上で、発注者側と協議の上研修教材の詳細目次を決定する。

(a)「核燃料サイクル施設の火災防護」に関する研修教材

研修教材の骨格は以下とする。

①　核燃料サイクル施設の火災防護の概要と体系

火災に関連する機器の具体的な構造、検査の項目、留意点について理解する。

(1)　火災安全の二つの視点
(2)　火災防護システム（検知システム、警報システム）
(3)　スプリンクラーシステム
(4)　過去の教訓
(5)　火災消火器
(6)　可燃物の取り扱い工程
(7)　爆発防止システム
(8)　避雷防護システム
(9)　構造上の火災防護基準
(10) 換気システム

②　核燃料サイクル施設に係る火災ハザードと火災防護

核燃料サイクル施設の特徴を踏まえた火災ハザードと火災防護について理解する。

(1)　火災防護の観点からのウラン及びプルトニウムの性質
(2)　核燃料サイクル施設における火災ハザード
(3)　核燃料サイクル施設共通の火災防護の概要
(4)　他の火災防護の概要

(b)「再処理施設」の研修教材

研修教材の骨格は以下とする。

①　再処理施設の概要（再処理技術の歴史と方法、PUREX 法(軽水炉 UOX, MOX 燃料)、英仏再処理施設への再処理委託を含む。）

② 六ヶ所再処理施設の特徴と設備

・使用済燃料受入れ・貯蔵設備
・せん断・溶解設備
・分離、精製設備

・脱硝・製品貯蔵設備
・高レベル廃液処理、高レベル廃液ガラス固化、ガラス固化体貯蔵設備
・他の設備（酸及び溶媒の回収、気体廃棄物処理低レベル廃液処理低レベル固体廃棄物処理・貯蔵）
・分析設備、中央制御室、モニタリング設備等
・耐震設計・航空機に対する防護設計
③ 東海再処理施設の特徴と設備
・高レベル廃液処理、高レベル廃液ガラス固化、ガラス固化体貯蔵設備
・脱硝・製品貯蔵設備
・その他設備
・廃止措置
④ 事故事例（海外での事故を含む）

以上の骨格を元に詳細目次を作成する。詳細目次の作成では、前述の「(2)研修教材の技術レベル」に記載した技術レベルを考慮し、必要に応じて各項目に対してブレークダウンを行う。更に、必要な場合には再ブレークダウンも行う。

(4) 研修用教材（パワーポイントスライド及びノート）の作成

前節で決定した目次に基づき、教材資料用のパワーポイントのスライドを整備する。米国 NRC の教材を参考にするものの、用いる図面はできるだけ我が国のものに置き換える。各研修教材におけるスライドの頁数の目安は以下とする。

・「核燃料サイクル施設の火災防護」: ２００頁程度
・「再処理施設」: ４００頁程度

(5) 講義の実施等

発注者が提供する研修用教材を用いて、受講生（最大 20 名程度）に次頁の表に示す講義を行う。また、各講義について、受講生の講義の理解度を確認するための理解度テストの案を講義前に作成する。講義後は、各講義について、講義の実施及び理解度テストの結果を通して得られた気づき事項及び今後の講義内容への反映点をまとめる（まとめた文書を本書中で以下、「反映点等報告書」と言う。）。

講義の時期、時間及び講義場所は次頁の表のとおり。具体的な講義日時は講義実施日の２ヶ月前までに受注者に伝えることとする。

講義	講義時期	講義時間	講義場所
核燃料サイクル施設の放射線防護	平成 31 年 3 月頃	21 時間程度	原子力安全研修所 茨城県ひたちなか市新光町 552 番 47
ウラン燃料加工施設、MOX 燃料加工施設	平成 30 年 12 月頃	5 時間程度	同上
再処理施設	平成 31 年 2 月頃	13 時間程度	同上

発注者が提供する研修用教材の概要は次表のとおり。研修用教材は、「核燃料サイクル施設の放射線防護」及び「ウラン燃料加工施設、MOX 燃料加工施設」については契約締結後に開示する。「再処理施設」については本業務で作成された研修教材とする。

講義	研修用教材の概要
核燃料サイクル施設の放射線防護	【発注者から提供する】 パワーポイントのスライド・ノート資料が約 480 頁。内容は以下。 ・放射線防護の原則 ・放射線防護の基礎 ・ウラン、プルトニウム及びその他主要な放射性核種の化学的、放射線学的性質 ・汚染管理 ・内部被ばく管理 ・外部被ばく管理 ・環境への放射性物質の放出監視 ・核燃料サイクル施設の事故及び緊急時対応 ・放射線管理検査活動
ウラン燃料加工施設、MOX 燃料加工施設	【発注者から提供する】 パワーポイントのスライド・ノート資料が約 120 頁。内容は以下。 ・燃料加工プロセスの序論 ・ウラン燃料加工プロセス ・MOX 燃料加工プロセス ・ハザード分析
再処理施設	【本業務で作成した研修教材を使用する。】

理解度テストの案（回答を含む）は、「講義内容中の特に理解すべき要点を受講生が理解しているかどうか」を確認できるものとし、問題数の目安は約 2 時間の講義内容に

ついて 5 問程度とする。問題の形式は客観式（あらかじめ用意された記号の中から正答を選択する回答方式）とする。理解度テストの案の内容については、講義実施前に発注者と確認する。

反映点等報告書は、パワーポイントのスライド・ノート資料に改訂すべき点がある場合は、それらの改訂点をスライド・ノート資料毎に示す。その他の気付き事項や横断的な改訂点は、目安として A4 数枚程度にまとめる。反映点等報告書をまとめる視点については、講義前に発注者と確認することとする。

なお、講義の実施状況をビデオカメラにて収録し、原子力規制委員会の研修に活用する場合がある。

(6)　業務完了報告書の作成

全ての作業に係る業務報告書を作成する。

５．　履行期限

平成３１年３月２５日

６．　実施場所

受注者事業所内

講義の実施については原子力安全研修所（茨城県ひたちなか市新光町 552 番 47）

７．　実施工程

本業務に係る実施工程案を以下に示す。本工程案に変更が生じる場合及び詳細な工程管理が追記される場合には、改訂版を速やかに提出すること。

実施項目	平成 30 年							平成 31 年		
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・目次の決定		←	→							
・教材作成			←	―	―	―	→			
・講義の実施等			←	―	―	―	★	―	★	★→
・業務完了報告書作成								←	―	→

★研修実施時期 4.(5)のとおり

８．　実施体制及び実施責任者

(1) 実施体制

受注者は、①実施責任者と②品質管理責任者の氏名及び役職を記載した『実施体制図』を作成すること。ただし、①と②は兼務しない。

(2) 実施責任者

発注者側：原子力規制委員会　原子力安全人材育成センター　人材育成課長

受注者側：実施体制図に記載された本業務を総括する実施責任者

９．　提出書類

(1) 提出書類及び提出時期

受注者が、発注者の承認を受けるため又は報告するために提出する書類、部数、提出期日は次表のとおり。

No	提出書類	部数	承認	提出期日
1	実施体制図※1	1		契約締結後　１週間以内※2
2	実施計画書（工程を含む）※1	1		契約締結後　１週間以内※2
3	下請負届※1	1		契約締結後　１週間以内※2 該当しない場合は省略できる。
4	品質計画書※1	1		契約締結後　１週間以内※2 品質要求事項は１０．によるものとする。
5	情報セキュリティに関する書面※3	1		契約締結後　１週間以内※2
6	打合せ議事録	1		打合せ後速やかに
7	研修教材目次	1	要	平成３０年７月３１日まで ただし、研修用教材の教材において適宜見直すことも可とする。
8	研修教材	5※4	要	平成３０年１２月２８日まで
9	理解度テストの案	5※4	要	各講義実施前の発注者が指定する期日
10	反映点等報告書	5※4	要	各講義実施後の発注者が指定する期日
11	業務報告書	1※4,5	要	平成３１年３月２５日まで
12	完了届	1		平成３１年３月２５日まで

※１　実施体制図、実施計画書（工程含む）及び品質計画書は、入札適合条件 4.で提出した資料と整合を図ること。

※２　提出書類に変更が生じた際は、速やかに最新版を提出すること。

※３　「１２．情報セキュリティの確保」を参照のこと。

※４　電子媒体（CD-R 又は DVD-R）にても 1 部提出すること。ファイル形式は原子力規制委員会の指示によること。なお、電子媒体には必ず［契約件名、提出日、受注者名］を記載したラベルを貼付すること。

※５　検査調書にて承認に替える。

(2)　提出場所

原子力規制委員会　原子力安全人材育成センター　人材育成課

（住所）東京都港区六本木 1-9-9　　六本木ファーストビル 20 階

１０．品質計画書の作成

本業務に係る下記内容を記載した品質計画書を提出すること。

(1)　品質管理体制

① 受注業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築されていること。

② 作業実施部署は、品質管理部署と独立していること。

③ 実施責任体制が明確となっていること。(実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと)。

(2)　品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

(3)　担当者の技術能力

本業務に従事する者の技術能力が明確にされていること。ただし、個人情報に関するものは記載しなくてもよい。

(4) 不適合管理

不適合発生時には、速やかに発注者に報告するものとし、適切な管理方法が明確にされていること。

(5)　工程管理

進捗状況等の工程管理が明確にされていること。

(6)　調達管理

① あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金５０万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、その他これに類するものを除く。

② 業務の一部を協力会社へ外注する場合は、協力会社の技術能力を考慮して発注先を選定し、発注・契約に際しては、要求品質、業務内容、範囲及び期間を明記した調 達文書を作成すること。

③ 業務の実施に当たり、知り得た情報に関する情報管理を的確に行うよう協力会社に指示すること。

④ 協力会社からの成果品が、要求品質に適合していることを確認すること。

１１．検収条件

本仕様書に記載の内容を満たし、９．に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって、検収とする。

１２．情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制委員会担当者に書面で提出すること。

(2) 受注者は、原子力規制委員会担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

(3) また、本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制委員会担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制委員会担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(5) 受注者は、原子力規制委員会担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が 作成した情報についても、原子力規制委員会担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

１３．著作権の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会が保有するものとする。

(2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、本書で「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(5) 本業務の遂行に当たって、第三者が権利を有する著作権、知的財産権等を有する場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

１４．その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事項が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は、検収後１年間とする。

(3) 受注者は、発注者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ業務において良好な信頼関係が保てること。

(4) 業務上不明な事項が生じた場合は、発注者に確認の上、その指示に従うこと。

(5) 常に、発注者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。

(6) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、原子力規制委員会に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用にするときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(7) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な事項を講ずること。

以　　上

入札適合条件

「平成 30 年度　核燃料サイクルに関する研修事業」を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

１．平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。（競争参加資格通知書の写しを提出）

２．原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。

３．受注しようとする者は、以下の全ての技術要件を満たしていることを証明する書類を提出すること。

（１）核燃料サイクル施設全般に係る技術調査、教材作成にかかる業務の実績を有すること。また、核燃料サイクル施設に関する講師及び核燃料取扱主任者受験等の対策講座の講師の業務実績を有すること。業務の実績を示す場合は、受注案件名、受注先、実施年度等を記した資料（差し支えない範囲でよい）を添付すること。業務が可能であることの能力を示す場合は、核燃料サイクル施設全般についての対外的な公開の技術的内容の発表資料（発表者、発表先、実施年度及び発表概要等を付記）を添付すること。

（２）本業務の受注において、国内の再処理施設にかかる業務の従事経験及び再処理施設に関する教育の講師の実績を有する担当者を配置できること。その従事経験には、本件の入札に参加しようとするものに所属する以前の経験を含めてもよい。

４．実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。

（１）本業務を統括する実施責任者と実務作業を担当する者の体制を示すこと。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。

（２）担当者の技術要件については本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は最終学歴（注 1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）（注 2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、(1)と同様の記号で示すこと。

（注 1）高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記すること。

（注 2）業務件名（固有名詞は除く。）、受注年度、発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、調査取りまとめ、文献調査、業務工程管理等のように具体的な内容を記載すること。

（３）社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とは独立していることを明確に示すこと。また、本業務に関わる品質管理の具体的な方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法、調達管理の方法、文書管理の方法等、品質計画書に記載する内容）を示すこと。下請いを行う場合には、下請負会社からの成果物を社内においてチェックする具体的な方法も併せて示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の１．から４．までの条件を満たすことを証明するために、様式１及び様式２の適合証明書等を原子力規制委員会原子力安全人材育

成センターに提出し、原子力安全人材育成センター規制研修課が行う適合審査に合格する必要がある。なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正１部、及び副１部を提出すること。
また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成３０年６月１４日（木）１２時までに電子メール又は文書（ＦＡＸも可）で、下記の原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課担当者に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課
〒106-8450 東京都港区六本木１－９－９ 六本木ファーストビル２０階
担　当：前原慶子（keiko_maehara@nsr.go.jp）
ＴＥＬ：０３―６２７７―６９２４
ＦＡＸ：０３―６２７７―７１９４

（様式１）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　在　地

商号又は名称　　㊞

代 表 者 氏 名　　㊞

「平成 30 年度 核燃料サイクルに関する研修事業」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

（様式２）

適合証明書

件名：平成３０年度 核燃料サイクルに関する研修事業

商号又は名称：

条　　件	回 答 (○ or×)	資 料 No.
１．平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 格付け＿＿＿＿＿＿（格付けを記入し証明書コピーを提出すること。） ２．原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 ３．受注しようとする者は、以下の全ての技術要件を満たしていることを証明する書類を提出すること。 （１）核燃料サイクル施設全般に係る技術調査、教材作成にかかる業務の実績を有すること。また、核燃料サイクル施設に関する講師及び核燃料取扱主任者受験等の対策講座の講師の業務実績を有すること。業務の実績を示す場合は、受注案件名、受注先、実施年度等を記した資料（差し支えない範囲でよい）を添付すること。業務が可能であることの能力を示す場合は、核燃料サイクル施設全般についての対外的な公開の技術的内容の発表資料（発表者、発表先、実施年度及び発表概要等を付記）を添付すること。 （２）本業務の受注において、国内の再処理施設にかかる業務の従事経験及び再処理施設に関する教育の講師の実績を有する担当者を配置できること。その従事経験には、本件の入札に参加しようとするものに所属する以前の経験を含めてもよい。 ４．実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。 （１）本業務を統括する実施責任者と実務作業を担当する者の体制を示すこと。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。 （２）担当者の技術要件については本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は最終学歴（注 1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）（注 2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、(1)と同様の記号で示すこと。 （注 1）高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記すること。 （注 2）業務件名（固有名詞は除く。）、受注年度、発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、調査取りまとめ、文献調査、業務工程管理等のように具体的な内容を記載すること。		

（3）社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とは独立していることを明確に示すこと。また、本業務に関わる品質管理の具体的な方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法、調達管理の方法、文書管理の方法等、品質計画書に記載する内容）を示すこと。下請いを行う場合には、下請負会社からの成果物を社内においてチェックする具体的な方法も併せて示すこと。		

【適合証明書に対する照会先】

所在地　　：
商号又は名称及び所属：
担当者名　　：
電話番号　　：
FAX番号　　：
E-Mail　　：

記載上の注意

１．適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

２．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。

３．適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
　その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。

４．資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、Ａ４判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。

５．適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。

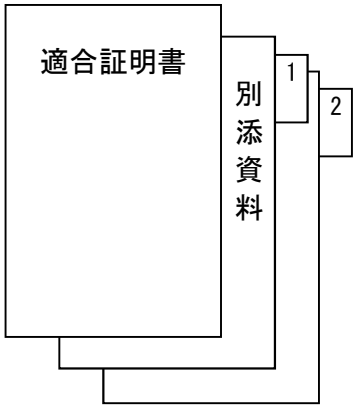

①項目ごとにインデックス等を付ける。
②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

（案）

契　約　書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名（以下「甲」という。）は、　　（以下「乙」という。）と「平成３０年度核燃料サイクルに関する研修事業」について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添の契約仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第２条　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）とする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第３条　平成　　年　　月　　日から平成３１年３月２５日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第５条　乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

３　乙は、第１項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監　督）

第６条　乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

２　甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第７条　乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第８条　甲は、前条の通知を受けた日から１０日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第９条　前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

（対価の支払）

第１０条　甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）

第１１条　甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（違約金）

第１２条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

（１）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき　延引日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額

（２）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（３）乙が正当な事由なく解約を申出たとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（４）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（５）前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

２　乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

第１３条　甲は、乙が前条第１項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（かし担保責任）

第１４条　甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

２　前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。

３　乙が第１項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

（損害賠償）

第１５条　甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

２　乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１７条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企

業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（１）甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（２）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、甲が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第１８条　乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

２　乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１９条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該

情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第５条第２項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

５　乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

第２０条　乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

第２１条　乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第２２条　本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

２　前項のほか、 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び

構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規

定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都港区六本木一丁目９番９号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名

乙

※　以下、仕様書を添付